

羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく障害児福祉計画（以下「障害者計画・障害福祉計画」という。）を策定し、本市における障害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者及びその家族
- (3) 福祉・医療関係者
- (4) 公募

3 委員の任期は、計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会等)

第5条 委員会は、特定の事項を調査及び研究させるため、必要に応じ、専門部会

を設けることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健幸福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。